

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

条 例
○福島県税条例等の一部を改正する条例

条 例

福島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第五十三号

福島県税条例等の一部を改正する条例

第一条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の六第一項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「次条」を「次条第一項」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第三十六条の七第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項の規定の適用については、法第五十条の七第二項から第四項までに規定するところによる。

第三十九条の六第二項中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改める。

第三十九条の十六第一項及び第二項中「第七条第一項」を「第六条の七第一項」に改め、同条第三項中「第三十一条の二第二項」を「第三十一条の三第一項」に改め、同条第四項中「第七条の二」を「第六条の八」に改める。

第四十条の十五の二第一項中「第四十条第七項」を「第四十条第九項」に、「基づいて」を「基づいて」に改める。

第六十四条第一項各号列記以外の部分中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加

え、同項第一号ア(2)中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に、「以上」を「百分の六十五を乗じて得た数値以上」に改め、同号アに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

第六十四条第一号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
第六十四条第一号ウ中「又はトラック」を削り、同号ウ(2)を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
第六十四条第一号オ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号オを同号カとし、同号エ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。
エ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。
(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第六十四条第一号ア(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号アに次のように加える。
(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第六十四条第一号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
第六十四条第一号エを削り、同号ウを同号オとし、同号イ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号イを同号エとし、同号ア(1)(一)及び(二)を次のように改

める。

- (一) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (二) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- 第六十四条第一項第三号ア(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号アを同号ウとし、同号ウの前に次のように加える。
- ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

- (1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十九項に規定するもの(以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十項に規定するもの(以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)(適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。
 - (3) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの
- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。
 - (3) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 第六十四条第二項各号列記以外の部分中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号ア(1)及び(2)以外の部分中「営業用の」を削り、同号ア(2)中「平成二十一年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」に改め、同号アに次のように加える。
- (3) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 第六十四条第二項第一号イを削り、同号ウ(2)を次のように改める。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。
- 第六十四条第二項第一号ウを同号イとし、同号エ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号オを同号エとし、同項第二号を次のように改める。
- 二 石油ガス自動車(乗用車に限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- イ エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。
- ウ エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 第六十四条第二項第三号エを削り、同号ウを同号エとし、同号イ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。
- ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。
 - (3) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 第六十四条第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項中「第一号(第一号アからウまで)」を「第一号(第一号ア及びイ)」に改め、「規定は、」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則に規定する方法並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

(2) 第一項第一号ア	同条第五号に規定する基準エネルギー消費効率(以下自動車税について「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)(に百分の六十五	法第四百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第一号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)(に百分の百四十一
(3) 第一項第一号ア	基準エネルギー消費効率であつて令和十二年以降の各年度	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗

(2) 第二項第一号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十	において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)	じて得た数値
(3) 第二項第一号ア	令和二十二年基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値		
(2) 第二項第一号イ	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四		
(2) 第二項第一号エ	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十		
(3) 及びウ(2)	令和二十二年基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値		

5 第六十四条に次の一項を加える。

第一項(第一号ア及びイ、第二号並びに第三号ア及びイに係る部分に限る。)及び第二項(第一号ア、第二号及び第三号アに係る部分に限る。)の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用す

る。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(2) 第二項第一号ア	同条第五号に規定する基準エネルギー消費効率(以下自動車税について「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。)	令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十四
(2) 第二項第一号イ	令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百九
(2) 第二項第二号ア	令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十四
(2) 第二項第二号イ	令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百九
(2) 第二項第三号ア	令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十四
(2) 第二項第三号イ	令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百九
(2) 第二項第一号ア及び第三号ア(2)	令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の八十七

附則第七条の二の四中「第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項」の下に、「所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)附則第四十七条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」を加える。
附則第七条の四第一項中「四分の〇・八」を「一・八分の〇・八」に改める。
附則第七条の五中「第五条の四」を「第五条の五」に改める。

附則第七条の六の二中「第四条の五第五項」を「第四条の五第八項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に改める。

附則第八條第四項及び第五項を次のように改める。

4 第三十九条第一項第一号ア及び第三号アに掲げる法人（法人税法第二條第十六号に規定する連結申告法人（次項において「連結申告法人」という。）を除く。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び次項において同じ。）分の事業税に限り、当該法人の同法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する新規雇用者給与等支給額から当該法人の同項第六号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二以上である場合には、各事業年度の付加価値額から、当該法人の同項第四号に規定する控除対象新規雇用者給与等支給額に法第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額から法第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該報酬給与額で除して計算した割合（次項において「雇用安定控除調整率」という。）を乗じて計算した金額を控除する。

5 第三十九条第一項第一号ア及び第三号アに掲げる法人（連結申告法人に限る。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、当該法人の租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第四号に規定する新規雇用者給与等支給額から当該法人の同項第五号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二以上である場合には、各事業年度の付加価値額から、当該法人の同項第三号に規定する控除対象新規雇用者給与等支給額に、各事業年度の雇用安定控除調整率を乗じて計算した金額を控除する。

附則第八條第六項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは「控除対象新規雇用者給与等支給額」に、「計算した」とあるのは「計算した金額」に改め、同条第七項中「に掲げる事業」の下に「（以下この項において「事業税を課されない事業等」という。）を加え、「これらの事業」を「事業税を課されない事業等」に、「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは、「比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、当該」を「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは、「控除対象新規雇用者給与等支給額に、同号イに規定する」に、「計算した」とあるのは「計算した金額」に改め、同条第八項中「第七十二条の二十五第八項」の下に「若しくは第十一項」を加え、「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額」に改め、同条第十項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第九條第一項中「農用地利用集積計画」の下に「又は福島復興再生特別措置法

（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の二十の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画（同法第十七条の十九第二項第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）を加え、「平成二十一年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第七項第二号エ中「第七条第十九項」を「第七条第二十一項」に改め、同条第八項中「第七条第二十一項」を「第七条第二十二項」に改め、同条第九項中「第七条第二十二項」を「第七条第二十三項」に改め、同条第十項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「第二十条第二項」を「（平成十一年法律第十八号）第十八条第二項」に、「第十九条第二項第三号」を「第十七条第二項第三号」に、「第二条第十二項第七号」を「第二条第十項第七号」に、「第七条第二十三項」を「第七条第二十四項」に改め、同条第十一項中「（平成二十四年法律第二十五号）」を削り、「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に、「帰還環境整備推進法人」に、「帰還環境整備事業計画」に、「令和四年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間」に改め、同条に次の二項を加える。

12 都市再生特別措置法第九條の七第二項第一号に規定する者が同法第九條の九の規定による公告があつた同法第九條の七第一項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和五年三月三十一日までに「行われた」ときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

13 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）附則第七條第一項第一号に規定する業務により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに「行われた」ときに限り、当該土地の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第九條の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第九條の四第一項、第三項、第四項及び第六項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第九條の五第一項及び第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第九條の六第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十條の二の九第一項、第四項及び第五項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十條の三の二第二項を削る。

附則第十条の三の三第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を、「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第十条の三の四第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、「特定期間」を「令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間」に改める。

附則第十条の三の五第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和七年度」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「乗車定員三十人未満の附則第十条の三の五第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円」を「乗車定員三十人以上の附則第十条の三の五第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので施行規則に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十条の三の五第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。」に改め、同項第一号中「令和七年度」を「令和七年度」に改め、同条第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和七年度」を「令和七年度」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超え二十トン以下のトラック（施行規則に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則に規定するもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。））、同条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則に規定するもの（次項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。））、同条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則に規定するもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項に

おいて「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則に規定するもの（第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第六十三条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

附則第十条の三の五第五項中「第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日まで」を「当該自動車の取得が令和三年十月三十一日まで」に改め、同項第一号中「バス等」を「乗用車（施行規則に規定するものに限る。）又はバス（施行規則に規定するものに限る。）（次号において「バス等」という。）」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラック」を「車両総重量が八トンを超えるトラック（施行規則に規定する被けん引自動車を除く。）」に、「平成二十七年八月一日」を「令和四年五月一日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置」を「側方衝突警報装置」に、「令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

附則第十条の四第一項中「「自家用」を「並びに自家用」に、「並びに第七十一条の十第一項第三号ア(1)」を「第七十一条の十第一項第三号ア(1)」に改め、同項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第七十一条の十の規定の適用については、当該自動車
が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場
合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十条の四第二項第二号中「第五条の二第一項に規定するもの」の下に「（第五項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。）」を、「規定するもの（以下この号）の下に「及び第五項第二号」を加え、同項第四号中「次項第一号」を「以下この号」に、「同条第一項第一号ア(1)」を「同号ア(1)」に、「第六十四条第一項第一号ア(2)」を「同号ア(3)」に改め、同項第五号中「次項第二号」を「以下この条」に、「同条第一項第二号ア(1)」を「同号ア(1)」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 軽油自動車のうち、第六十四条第一項第三号ア(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同号ア(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合する乗用車

附則第十条の四第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第七十一条の十の規定の適用については、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十条の四第四項中「第二項（第四号及び第五号を除く。）を「第二項第一号から第三号まで」に改め、「特種用途自動車」の下に「（キャンピング車に限る。以下この条から附則第十条の四の三までの規定において同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車（家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。）に対する第七十一条の十の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車（軽中量車基準に適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの）が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年度天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則に規定するもの

三 第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第六十四条第一項第一号ア(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則に規定するもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度

基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則に規定するもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則に規定するもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第七十一条の十第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則に規定するもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則に規定するもの

附則第十条の四の四第一項中「又は第三項に」を「第三項、第五項又は第六項に」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第二項から第六項まで」に改める。

附則第十九条の二第一項中「施行令で定める」を「施行令附則第十八条の二第一項に規定する」に改める。

附則第十九条の二の二第一項中、「同条第一項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）及び「特定保有株式」を削り、「第十八条の二第二項」を「第十八条の三第三項」に改め、同条第二項中「第十八条の二第三項」を「第十八条の三第二項」に改め、同条第三項中「第十八条の二第四項」を「第十八条の三第三項」に改める。

附則第二十四条に次の一項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六條の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五條の四の二第一項及び第三項並びに第四十五條第三項の規定の適用については、附則第五條の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同條第三項並びに附則第五條の四の三第三項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

第二条 福島県税条例の一部を改正する条例（令和二年福島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち福島県税条例第二十三條第五項の改正規定中「改め」の下に「、同條第六項中「第四項」を「第五項」に改め」を加える。

福島県税条例第三十八條の二第一項の改正規定中「第三十八條の二第一項中」の下に「（法附則第四十八條の規定により準用される場合を含む。）」を削り、「を加える。」

福島県税条例第三十八條の二第二項の改正規定中「第五十三條第五十六項」を「第五十三條第六十四項」に、「第五十三條第五十五項」を「第五十三條第六十三項」に改める。

福島県税条例第三十九條の二第三項の改正規定中「改め」の下に「、同條第八項の表第三十九條の十一第一項各号列記以外の部分の項中欄中「同号イに掲げる法人」の下に「の所得割」を加え、同項下欄中「同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）」の下に「の所得割」を加える。」

福島県税条例附則第七條の二の四の改正規定の次に次のように加える。
附則第七條の三中「及び同期間内に終了する各連結事業年度分の法人税割」を削る。

附則第七條の四第一項中「又は個別帰属法人税額（法第二十三條第一項第四号の二の個別帰属法人税額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同條第三項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同條第四項中「算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間」を「算定期間」に、「の月数又は連結法人税額の課税標準の算定期間の月数」を「の月数」に改める。

福島県税条例附則第七條の四の四第一項の改正規定中「又は第三十五項」に「の下に「法人税割額から」を「法人税割額（同條第四十二項（同條第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定を適用しないで計算した金額とする。」から」に「を」を加え、「第三十九項まで及び第四十項（同條第四十一項）を「第三十八項まで、第四十一項（同條第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）」、第四十二項、第四十七項及び第四十八項（同條第四十九項）に、「同條第四十二項」を「同條第五十項」に改める。

福島県税条例附則第八條第四項の改正規定中「（次項において「連結申告法人」という。）」を「（法人税法第二條第十六号に規定する連結申告法人（次項において「連結申告法人」という。）を除く。）」に改める。

福島県税条例附則第八條第六項の改正規定中「比較雇用者給与等支給額を控除した」を「「控除対象新規雇用者給与等支給額」に、「比較雇用者給与等支給額を

控除した金額に、法第七十二條の十五第一項」を「控除対象新規雇用者給与等支給額に、法第七十二條の十五第一項」に、「計算した」を「計算した金額」に改める。

附則第四條第三項中「五号施行日の」を「令和四年三月三十一日の」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中福島県税条例附則第九條第十項の改正規定（「第二條第十二項第七号」を「第二條第十項第七号」に改める部分に限る。） 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号） 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日

二 第一条中福島県税条例附則第九條第十三項の改正規定（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。）附則第七條の四第一項の規定は、令和元年十月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び令和元年十月一日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、令和元年十月一日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十九條の二の二第一項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(税 務 課)